



生活・安全

安全で安心なまちを目指して

【問い合わせ】
町環境政策課
生活安全グループ
☎ 73-7510

犬の登録・予防接種はしていますか？

犬の登録
狂犬病予防法により、生後91日以上を経過した飼い犬は、大きさや、飼育場所が室内外かを問わず、必ず市町村に登録しなければなりません。

登録は生涯一度で、登録を受けた際に鑑札が渡されます。この鑑札は、犬の情報や飼い主を識別するための重要なものです。首輪などの見えるところに取り付けてください。

◎登録手数料
3000円

狂犬病予防接種

飼い主は特別な場合を除き、年に一度、飼い犬に狂犬病予防注射を接種する義務があります。

接種した犬には、狂犬病予防注射済証が交付されます。こちらも首輪などの見えるところに取り付けてください。

◎狂犬病予防注射料金

3240円

(町での集団予防接種の場合は注射済証交付手数料550円を含む)

※町が行う集団予防接種では、各会場で注射後に注射済証を交付します。

※町外の動物病院で接種された場合は病院で証明書が交付されますので、証明書を役場に持参し、注射済証の交付を受けてください。なお、交付手数料として550円がかかります。

その他の届け出

次の場合も届け出が必要です。

◎飼い犬が死亡した場合
死亡届

◎登録犬が町外に転出した場合
変更届

※新住所地の担当窓口へ鑑札を持参し、申請してください。

◎他の自治体で登録していた登録犬が町内に転入した場合
変更届

※登録した自治体の鑑札を持参

し、生活安全グループ窓口で申請してください。

◎登録犬の飼い主が変わった場合
変更届

※新たな飼い主の住所が町外の場合は、新たな住所地の担当窓口で変更申請をしてください。

◎登録犬が人や家畜などに危害を加えた場合
犬の加害届

犬の放し飼いは重大な迷惑行為です！

犬にリードをつけずに放している飼い主がいるとの情報が入っています。

ペットに関する法律は環境省の「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)の第7条に記載されています。この法律では「飼い主は他人に危害を加えないようペットを飼育しなければならない」という内容が定められています。

例え小型犬であっても、犬の嫌いな人や小さなお子さんのいる親御さんなどは恐怖心を持つかもしれません。

飼い主の責任を果たしてこそ、楽しいペットとの生活を送ることができます。十分ご理解ください。

警察署からのお知らせ

令和2年度第1回
北海道警察官採用試験

◆採用予定人員

- 約220人
- ・男性A区分約125人
- ・男性B区分約40人
- ・女性A区分約40人
- ・女性B区分約15人

◆受付期間

3月1日(月)～4月2日(金)

◆試験日

- 第1次試験日
5月9日(日)
- 第2次試験日
6月中旬から下旬

【問い合わせ】

栗山警察署
☎ 0110



第1・3金曜日は粗大ごみの収集日

【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

町では、毎月第1・3金曜日に家庭から排出される粗大ごみの収集を行っています。ぜひご活用ください。

※事前に申し込みが必要です。

◆申込方法

・電話または、町環境政策課の窓口で直接申し込み
※排出する粗大ごみの品目、個数、大きさ(高さ、長さなど)を把握したうえで申し込みください。

◆注意事項

- ・1回につき10点まで収集します。
- ・申込者が多数の場合は、希望日に収集できないことがありますので、ご了承ください。
- ・屋内からの搬出は行いません。ご自身で玄関先まで運んでください。
- ・町の指定袋に入る大きさの廃棄物や、町で処分できないものは収集しません。

※詳しくは、ごみ分別の黄色い冊

生ごみ袋の使用

町指定の生ごみ袋は、袋ごと堆肥の原料とするため、水分や保管環境によって分解しやすい素材で作られています。

生ごみを入れたままにしたり、使用せずに長期間保管しておくだけでも分解が進み、破れやすくなります。買いためせずに、随時必要な量をお買い求めください。

なお、現在販売している袋には製造年月日が印字されていますので、ご確認ください。

※破れてしまった生ごみ袋は交換しますので、町環境政策課窓口までお越しください。



みんなの水道

◆水道の凍結にご注意ください！

水道は氷点下4度以下になると、日中でも凍結や破損のおそれがあります。凍結防止のため管理徹底をお願いします。

また、長期不在にする場合などにも必ず水落としを行い、漏水事故の防止に細心の注意をお願いします。凍結により水道管が破損した場合、修理費や水道料金は自己負担となりますのでご注意ください。

◆引っ越しの際には必ずご連絡を！

引っ越しをされる場合には「水道使用中止」の連絡が必要です。連絡がない場合には、水道が使用されているとみなされ、料金の支払いをしていただくことになります。

住民票を異動しただけでは水道の使用中止とはなりませんので、必ず連絡をお願いします。

連絡は電話でも受け付けています。その際に①氏名、②住所、③使用中止日、④引っ越し先の住所、⑤連絡先をお伺いします。

水道は、引っ越し後の凍結などの事故を防ぐため、必ず水落としをお願いします。

【問い合わせ】

町上下水道課上下水道グループ ☎ 73-7514